

熊本県国有ワクチン等供給要領

1 この要領は、国有ワクチン及び抗毒素（以下「国有ワクチン等」という。）を必要とする患者が発生した場合において、熊本県（以下「県」という。）における国有ワクチン等供給の手続等を規定する。

2 国有ワクチン等について

(1) 国有ワクチン等とは

国有ワクチン等とは、患者発生の予測ができないため需要の見込みが極めて困難であるものや、患者発生頻度は少ないが国民の保健衛生上欠くことができないものとして、国が保管する次表の医薬品をいう。

(2) 国有ワクチン等の種類

国有ワクチン・抗毒素保管品目	規格
乾燥ガスエソウマ抗毒素	20mL
乾燥ジフテリアウマ抗毒素	10mL
乾燥ボツリヌスウマ抗毒素（ABEF型）	20mL
乾燥ボツリヌスウマ抗毒素（E型）	10mL

(3) 国有ワクチン等の保管場所

国から依頼を受けた国有ワクチン等の保管業者（以下「保管業者」という。）が全国9か所（うち県内に1か所）に保管している。

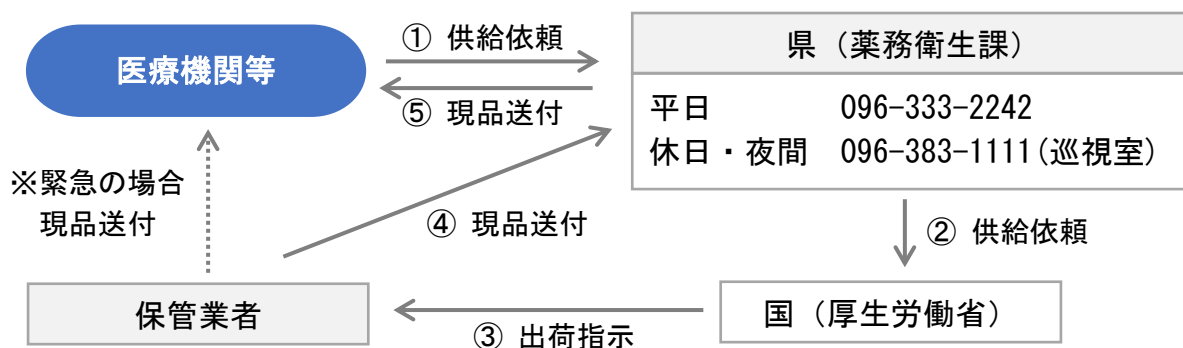
(4) 国有ワクチン等の価格

供給時点における使用薬剤の薬価（薬価基準）に掲載される価格とする。

3 国有ワクチン等の供給依頼先等について

医療機関の開設者又は市町村長（以下「医療機関等」という。）において、国有ワクチン等が必要となった場合は、県（薬務衛生課）に供給依頼をする。

なお、国有ワクチン等の供給依頼等の流れは下図のとおりである。



・迅速に現品が医療機関に送付されるよう、状況に応じ適切に対応する。

4 供給依頼に係る申請書類等について

(1) 医療機関等

ア 供給依頼

医療機関等は、国有ワクチン等が必要となったときは、国有ワクチン等供給依頼申請書（様式1）を県（薬務衛生課）に提出する。

イ 受領

国有ワクチン等を受領したときは、国有ワクチン等受領書（様式2）を県（薬務衛生課）に提出する。

(2) 保管業者

国有ワクチン等を医療機関等に直接納品した際は、納品書の写しを県（薬務衛生課）に提出する。

5 代金請求について

県は、供給した国有ワクチン等の代金を納入通知書により、医療機関等に請求する。

その後、医療機関等は、県が発行した納入通知書により、代金を納入する。ただし、所定の期日内に納入できない事情のあるときは、ただちに理由をそえて延納の協議をするものとする。

6 注意事項

国有ワクチン等は、返品不可である。

この要領は、平成17年12月16日から施行する。

平成21年12月改訂（※保管業者名称変更）

平成30年10月改訂（※コレラ削除、保管業者変更及び住所修正）

令和元年（2019年）5月改訂（※様式から元号を削除）

令和3年（2021年）10月22日改訂（※供給依頼先等の追加、様式の整理等）

令和5年（2023年）3月8日改訂（※乾燥組織培養狂犬病ワクチンの削除、国有ワクチン等の価格の新設）